

# IP網へ移行後の音声接続料の 在り方について

ご質問事項に係る説明資料

2020年6月30日  
ソフトバンク株式会社

## 【提供サービスと接続料】

- ① – 1 ユーザ料金設定やサービス維持の観点から接続料支出はどうあることが望ましいか伺いたい。(固定・携帯別)
- ① – 2 定額制プランの柔軟化等のサービス内容改善によって、需要は増加あるいは減少抑制し得るか伺いたい。

## 【事業者間協議と接続料】

- ② – 1 特に固定電話・携帯電話間において、トラヒックバランスと接続料収支のバランスが異なることについてどう考えるか伺いたい。
- ② – 2 接続料格差については事業者間協議で解消可能か。また、その交渉コストについてどのように考えるか伺いたい。
- ② – 3 事業者間協議が調わなかった、あるいは調べていない事例があるか。あればその概要について伺いたい。※委員限り

## 【設備効率化と接続料】

- ③ – 1 事業者間競争あるいはサービス維持のため、現在、どのような設備効率化を図っているか伺いたい。
- ③ – 2 自網の効率化によって接続料収入が減る恐れがあること、他方で自網の効率化によらず接続料支出が発生することについてどのように考えるか伺いたい。
- ③ – 3 音声系へのコスト配賦に関して、トラヒックに連動しない主な設備コスト及びその配賦基準例をお示しいただきたい。また、接続のために追加的に必要となる主な設備コストをお示しいただきたい。(固定・携帯別)

ユーザ料金設定やサービス維持の観点から接続料支出はどうあることが望ましいか伺いたい。(固定・携帯別)

- ユーザ料金設定上は、自社のコスト要素となり得る他社への「接続料」支払いが少ないに越したことはありません。
- 但し、そもそも「接続料」が料金設定権を有さない通話におけるコスト回収のための手段であるという点を踏まえれば、公正な競争環境下におけるサービス維持の観点からも、各社が適切に当該コストを回収できる環境の維持は必要であると考えます。
- なお、下記理由により、固定電話と携帯電話に対する規律設定は分けて整理すべきと考えます。
  - ① 第一種指定電気通信設備に係る独占市場の存在する固定電話市場と、競争環境にある携帯電話市場とではコスト効率化のインセンティブの働きやすさに相違があること
  - ② 固定電話市場においては参入の容易性等から多数の接続事業者が存在し、それらの多くがドミナントであるNTT東西殿の接続料金を基礎とした市場価格等で接続料を設定しているのに対し、携帯電話市場においては接続事業者が限定され、その大半が規制事業者としてルールに則り接続料算定を行っていること

定額制プランの柔軟化等のサービス内容改善によって、需要は増加あるいは減少抑制し得るか伺いたい。

- ここ数年弊社においては、固定電話・携帯電話市場ともに需要はやや減少傾向にあります。
- 昨今の無料通話アプリや、メール・SNS等の多様なコミュニケーションツールが普及拡大している状況に鑑みれば、通話料定額制プランの柔軟化等が需要を増加させたり、あるいは減少を抑制するといった効果は限定的と考えます。

特に固定電話・携帯電話間において、トラフィックバランスと接続料収支のバランスが異なることについてどう考えるか伺いたい。

- 固定電話・携帯電話間のトラフィックバランスが異なることについては様々な要因が想定されますが、昨今の固定電話の使われ方として、発信用途よりも着信用端末としての用途が利用者の中で定着していることも一因と想定されます。
- 接続料収支の差はトラフィックバランスと接続料水準差の双方の影響により生じるものですが、固定電話・携帯電話のいずれの接続料金も、能率的な経営の下における適正な原価を基礎として算定がされているのであれば、両者間における市場環境の相違も踏まえると、結果としてアンバランスが生じても問題は無いと考えます。
- 固定電話と携帯電話はネットワーク構造が大きく異なるため、接続料水準に一定の差異が生じることについては合理性がある認識です。

接続料格差については事業者間協議で解消可能か。また、その交渉コストについてどのように考えるか伺いたい。

- 携帯電話事業においては、第二種指定事業者（3社）の接続料金は算定ルールに基づき計算されており、非指定事業者（1社）を含めても現時点では接続料格差が原因で協議が膠着するような状況は顕在化していません。
- 固定事業においては、接続会計を整備していない非規制事業者の場合、各社コストベースで算定・議論し合意に達することが難しいケースが考えられ、裁定を含めた交渉コストの増大も想定されることから、そのような事業者間協議が簡略化可能となり得る規制については、検討の余地があると考えます。

事業者間協議が調わなかった、あるいは調べていない事例があるか。あればその概要について伺いたい。※委員限り

構成員限り

# 【事業者間協議と接続料】②-3

構成員限り



事業者間競争あるいはサービス維持のため、現在、どのような設備効率化を図っているか伺いたい。

- 設備の調達、ネットワークの設計・構築及び保守・維持運用等、様々な観点で日々効率化を検討しコスト削減を実施しています。
- 他方、ネットワークの信頼性向上や大規模災害対策による設備冗長化、またサプライチェーン安定化などの対策についても、競争力強化及び安定的なサービス維持のため、コスト削減と併せて実施しています。
- なお、携帯事業においては次世代サービス導入に伴い、ほぼ十年おきに無線設備を中心に大規模な設備投資が発生しています。

自網の効率化によって接続料収入が減る恐れがあること、他方で自網の効率化によらず接続料支出が発生することについてどのように考えるか伺いたい。

- 携帯事業のような競争市場では、ネットワークの効率化はコストが抑制されることにより市場競争力の強化に繋がります。これは自社ユーザの維持、獲得やサービス品質の向上等のためであり、弊社を含めてほとんど全ての事業者は接続料収入を増やすことを目的に自網効率化を抑制することはない認識です。
- 接続料は他事業者のネットワークを利用することの対価として支払うものであり、適正な原価に基づき算定された料金であれば、接続料支出の発生に関して特段の問題はありません。なお、第一種指定電気通信設備に係る独占市場においては、非効率性を排除するための制度は引き続き必要と考えます。

音声系へのコスト配賦に関して、トラヒックに連動しない主な設備コスト及びその配賦基準例をお示しいただきたい。また、接続のために追加的に必要となる主な設備コストをお示しいただきたい。(固定・携帯別)

- 携帯事業においては、第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づき、移動音声伝送役務や移動データ伝送役務等の別に、接続会計を作成・公表しています。複数の役務に係る費用については、当社配賦整理書に記載の営業費用の役務別配賦基準により配賦を行っています。
- 「接続のために追加的に必要となる設備コスト」を切り出すという考え方については、下記の理由等から、接続料算定においては適用し難いものと考えます。
  - 他事業者との接続は、電気通信事業者の事業・サービス上の重要な要素であり、当該接続が存在せず、自網通話だけでは商品として成り立たないという性質が存在すること（事業者毎に相違はあるものの、電話サービスにおける相互接続通話の占める割合は一般的に相応に高いこと）
  - 電気通信事業法上の接続義務という極めて強い規律の存在から、今後も引き続き、他事業者との接続を前提とした設備構築が必須であること
- 特に、携帯電話事業のように、継続的に大規模な設備投資が発生し、IP化によってもコストの大宗を占める基地局コスト等の費用ドライバに変化がない市場においては、「接続のために追加的に必要となる設備コスト」という考え方により、コストの適切な回収が困難となる点については強い懸念があります。

---

**EOF**